

令和 6 年度

鳥獣被害防止総合対策交付金
(鳥獣被害対策基盤支援事業)

公募要領

令和 6 年 3 月

農林水産省農村振興局

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農・林業経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第15条では、国は、農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施等の措置を講ずるものとされています。

鳥獣被害対策基盤支援事業（以下「本事業」という。）は、この一環として、鳥獣被害の防止対策を担う人材や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成・確保を図るため、研修カリキュラム及び教材の作成、研修会やセミナーの開催等を実施するものです。また、全国の鳥獣被害対策関係者が一堂に会し、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法に関する情報共有のための全国検討会を開催することに加え、野生鳥獣の食肉（ジビエ）、愛玩動物用飼料又は皮革等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものです。

第2 応募対象事業

本事業は、応募対象事業（次に掲げる鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進、衛生管理認証推進）、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業ごとに、事業実施主体を募るものとします。

1 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

ア. 地域リーダー（森林）育成研修

本研修では、森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を考慮の上、森林での被害対策を推進する上で中心的な役割を果たす地域リーダー（森林）を計画的に育成します。

（1）研修カリキュラム及び教材の作成

林業普及指導員、市町村担当職員、林業事業体職員等を対象とした地域リーダー（森林）を計画的に育成するための研修カリキュラム及び教材を作成します。

カリキュラムの内容は、森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を考慮の上、森林内で有効な被害防止対策を実施するまでの実践手段が網羅されていることとします。

また、カリキュラムは、座学と実践的なフィールド研修で構成されるものとします。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめることとします。

(2) 研修会の開催

(1) の研修カリキュラム及び教材に基づき、地域リーダー（森林）を効率的に育成するため、全国2か所以上（1か所当たり20～30名程度）でフィールド研修会を開催します。なお1か所では止めさしも含めた、より実践的な捕獲実技の研修を試行することとします。また、開催地は、全国におけるシカの分布の拡大を踏まえ、被害防止対策の実施を担うリーダーの育成が必要と考えられる地域に定めるものとし、特定の地域に偏らないようにしてください。

イ. 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修

本研修では、広域的な被害状況等の把握と分析、被害対策案の作成、実施体制の組織化及び指導、対策の設計・実施・評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成します。

(1) 研修カリキュラム及び教材の作成

林業普及指導員、森林総合監理士、森林管理局署職員、都道府県及び市町村担当職員、林業事業体職員等を対象とした、鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するための研修カリキュラム及び教材を作成します。

カリキュラムの内容は、人工林をはじめとする森林及び農地等の被害状況の把握と要因分析の実施方法、森林施業や天然林管理における被害対策の事例学習及びこれに基づく検討、鳥獣被害対策の実施体制の組織化及び指導、対策実施の効果を確保するための事業設計や地域内での合意形成、対策の評価と次年度事業への反映等が網羅されていることとします。

また、カリキュラムは座学と実践的な検討・意見交換並びにフィールド研修で構成されるものとします。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめることとします。

(2) 研修会の開催

(1) の研修カリキュラム及び教材に基づき、鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、全国3か所以上（1か所当たり20～30名程度）、延べ24日以上研修会を開催します。なお、開催地は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックにわけた場合、各ブロックで1か所以上となるものとします。

(3) 事業実施体制の検討（ア及びイ共通）

(1) 及び(2)の事業を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験等を有する者等で構成される委員会を

設置し、次に掲げる事項について検討します。

- ア 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- イ 研修カリキュラム及び教材の作成
- ウ 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- エ 研修対象者への周知方法
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項

(4) 留意事項（ア及びイ共通）

農林水産省は、事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

なお、研修会の開催時期・場所等については、事業実施前に、農林水産省と協議の上、決定することとします。

2 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(1) セミナー等の開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、狩猟免許所持者や狩猟に関心のある者、鳥獣被害対策に関心のある者、地域の農業者や関係機関の者等に対して、地域の鳥獣被害に応じた野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や技術、現場での取組等を内容とするセミナー（射撃場等を活用した体験や現場実習等を含む。）について、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者を発掘・育成します。

また、地方公共団体の職員等を対象としたICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会（地理情報システム（GIS）を活用した被害等の可視化（データ分析）、捕獲等情報システムによるデータの収集・解析、センサーカメラによる野生鳥獣の生息調査、ドローンによる野生鳥獣の生息・被害状況調査及び捕獲・追払い、捕獲管理システムの活用等）を開催し、効果的な被害対策と技術の普及推進を図ることとします。

なお、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材確保を希望している市町村等が参加し、参加者に対し鳥獣対策の人材の育成や募集情報等を提供し、参加者とのマッチングを行います。その際、積極的な情報発信に努めるものとします。その後のマッチングの成果等については、約1年後を目処に報告することとします。

(2) 事業実施体制の検討

(1) について、円滑かつ効果的に実施するため、鳥獣対策の専門的知識を有する者及び地域における人材募集に関する専門家等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討することとします。

- ア 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- イ セミナー及び研修会の内容（マッチング手法を含む。）
- ウ セミナー及び研修会の開催計画の作成及び実施
- エ セミナー及び研修会対象者への周知方法

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(3) 留意事項

農林水産省は、事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

セミナー及び研修会の開催時期・場所等については、原則、セミナーにあっては、8箇所以上、研修会にあっては3回以上開催するものとし、事業実施前に、農林水産省と協議の上、決定することとします。

なお、研修会にあっては、各回とも効果的な内容となるように、複数の項目を選択して行うものとします。

3 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(1) 鳥獣被害対策技術等に関する全国検討会の開催

効率的かつ効果的な鳥獣被害防止の技術や手法等の情報共有のため、全国における鳥獣対策の優良活動事例の紹介のほか、ICT等の新技術の活用やデータに基づく効果的な被害対策、地域以外の多様な人材の参加による捕獲や食肉（ジビエ）等利活用の取組等に関する主要テーマを設定し、それに沿った全国を取組事例の紹介や関連する技術等の展示、ポスターセッション等を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）を開催します。

(2) 鳥獣被害対策データ活用促進検討会の開催

ICT機器の活用等により得られる鳥獣被害対策に係るデータの活用方策や、そのために必要な環境整備の内容について、専門知識を持つ者等で構成される検討会を3回以上開催して検討し、取りまとめを行うものとします。

(3) 事業実施体制の検討

(1) 及び (2) について、円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討することとします。

ア 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

イ 全国検討会及び鳥獣被害対策データ活用促進検討会（以下「全国検討会等」という。）の内容（全国検討会の主要テーマ含む。）

ウ 全国検討会等の開催計画

エ 全国検討会の周知方法

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(3)の委員会において検討の上、実施することができるものとします。

(5) 留意事項

農林水産省は、事業実施主体と協議・調整の上、必要に応じて、事業の目的を達成するために必要な取組を指示できるものとします。

(1) 及び (2) の内容については、事業実施前に農林水産省と協議の上、

決定することとします。

また、全国検討会の開催場所については、原則、東京 23 区内とし、農林水産省が鳥獣対策関係の企画を行う場合は併せて実施するものとします。

4 利活用技術者育成研修事業

(1) 処理施設の処理技術向上研修の実施

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及させるため、捕獲技術及び野生鳥獣肉等の有効活用に係る技術を有する処理加工技術者等の育成のため、研修カリキュラム及び教材を作成し研修を実施します。

カリキュラム及び教材の内容は、次に掲げる事項について網羅されていることとします。また、捕獲者や自治体等のジビエ関係者の知識向上にも資する内容とすることとします。

① 平成 30 年 5 月 18 日に農林水産省が制定した「国産ジビエ認証制度」

② 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)及びHACCPに沿った衛生管理

ア 研修会の開催

研修カリキュラム及び教材に基づき、全国 4 か所以上で衛生管理の研修会(座学及び必要に応じ実習)を開催します。研修場所については、現在利活用の取組が行われており、今後、さらに取組が進むと考えられる地域から選定することとします。

イ 検討事項

①事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

②研修カリキュラム及び教材の作成

③研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

④研修対象者への周知方法

⑤事業実施状況の把握及び事業成果の評価

⑥その他必要な事項

(2) ジビエハンター研修

野生鳥獣を良質で安全な食肉として利用可能とするため、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する捕獲者(ジビエハンター)を育成する研修制度を検討・運営するための委員会を設置し、当該年度の委員会の運営方針を協議するとともに、アからエまでの取組に係る実施方針を検討・実施します。

ア 委員会の事務局運営

事務局は、既に当省が設置している委員会の運営を行います。

また、事務局は、事業の目標を設定するとともに、その目標を達成させるための具体的な方法を検討し、目標達成に向けて、事業の進捗管理を行います。

イ ジビエハンター育成研修制度の実施

「ジビエハンター育成研修制度」(4 農振第 3437 号令和 5 年 3 月 31 日付農林水産省農村振興局長通知)及び「ジビエハンター育成研修制度 実施要領」(以下「制度等」という。)に基づき、以下の①～⑦について、実施します。

①研修カリキュラム等の見直し等

研修カリキュラム、テキスト、理解度チェック等を含む制度等について、適宜見直し等を行います。

②研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

制度等に基づき、事業実施主体が主体となり、育成研修を実施する。実施にあたっては、制度等に基づき、講師と調整の上、研修開催計画を作成し、受講者募集を行い、2回以上研修を実施します（オンラインを想定）。

③別途指示する実施機関等での研修の調整

②の事業実施主体が主体となって実施するものとは別に、農林水産省が別途指示する実施機関が制度等に基づき実施する研修（10 か所程度。ただし、4月以降農林水産省が実施機関と調整の上決定する。）について、実施機関へ研修のための必要資料を提供するとともに、講師派遣等について調整します。

また、農林水産省が別途指示する関係機関（狩猟団体等）が実施する狩猟免許取得者等を広く対象とし、ジビエに必要な衛生管理の基礎の啓発と育成研修への誘導を目的とする基礎研修及びPRについて、関係機関（35 か所程度。ただし、4月以降農林水産省が関係機関と調整の上決定する。）との調整を行い、ジビエハンター基礎研修資料（DVD 等も含む）の配布等を行うものとします。

④研修対象者等への周知方法

本制度の周知の内容及び周知方法等を検討し、周知資料を作成し、効果的な周知を行います。

⑤研修講師の掘り起こし研修講師として十分な知識・技術等を持つ者を検討・提案します。

⑥実技研修の検討・ヒアリング

実技研修の制度設計のため、先進自治体等にヒアリング等を実施する。

⑦研修実施体制等の制度の課題抽出及び来年度の改善方針の検討

研修アンケートや制度運営から課題を抽出し、来年度に向けての改善点、改善方針を検討します。

ウ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

エ その他必要な事項

（3）その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、委員会において検討の上、実施することができるものとします。

（4）報告書等

（1）から（3）までの取組成果を取りまとめた報告書については、電子媒体で提出することとします。

なお、電子媒体として提出が難しい資料（制作した冊子等）については電子媒体によらない提出も可とします。

（5）留意事項

本事業の実施に当たっては、農林水産省と協議・調整の上、事業を実施する

こととします。また、（２）の捕獲者のための衛生管理等の知識向上研修（ジビエハンターの育成研修）の実施は、制度等に基づくとともに、前年度までの検討を引き継ぐものとします。

5 鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進）

（１）全国的な検討体制の構築

ジビエ等の安定供給、流通体系の確立、普及啓発の面から、野生鳥獣の利用拡大に取り組む民間企業、地方公共団体、民間団体等で構成する鳥獣利用拡大コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、（２）及び（３）に係る実施方針を検討し、実践することとします。

（２）利用拡大に必要な取組の検討と実践

ジビエ等の利用拡大を実現する上で重要となる以下の内容について、消費者需要の状況等を鑑み、検討と実践に取り組むこととします。

ア ジビエの利用に関する普及啓発

ジビエの更なる需要の掘り起こしを行うため、ジビエ料理のレシピの作成や、それらを扱う料理人や消費者等への PR 等、普及啓発の取組を実施します。

イ ジビエの基礎的知識に関する教育等の取組

教育機関や養成機関を始めとするジビエを調理できる者を育成するため、ジビエに関する基礎知識や調理方法を習得するセミナーを開催します。

ウ イベント等でのジビエに関する情報発信

イベントでの PR や地域における普及啓発活動、普及啓発資料等を通じて、野生鳥獣の利活用（ジビエ等）の推進を図るとともに、ジビエ等の魅力や安全性等を発信します。

（３）その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムにおいて検討の上、実施することができるものとします。

（４）報告書等

（１）から（３）までの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真や PR 資材データ等と併せて、電子媒体で提出することとします。

なお、電子媒体として提出が難しい資料（制作した冊子等）については電子媒体によらない提出も可とします。

（５）留意事項

本事業の実施に当たっては、農林水産省と協議・調整の上、事業を実施することとします。

6 鳥獣利活用推進支援事業（衛生管理認証推進）

（１）国産ジビエ認証委員会の事務局運営

「国産ジビエ認証制度」（30 農振第 436 号平成 30 年 5 月 18 日付農林水産省農村振興局長通知）に基づき農林水産省で設置した国産ジビエ認証委員会

（以下「認証委員会」といいます。）の運営（ウェブサイトの運営を含みます。）を行う事務局を担います。

（２）国産ジビエ認証制度の普及・啓発等

ア 国産ジビエ認証説明会・講習会

認証施設数の増加に向けて、食肉処理事業者等を対象として、国産ジビエ認証制度の概要や認証基準、HACCP に関する説明会及び講習会を２か所以上（うち１か所は国産ジビエ認証を取得している食肉処理施設。開催場所は任意。）で開催し、国産ジビエ認証制度の普及・啓発を行います。

イ 普及に向けた調査・資料作成等

昨年度に認証施設へヒアリング等を行い作成したリーフレットを活用し、流通・消費関係者（宿泊、外食、販売、小売、加工業者等）に対する認証制度の認知度向上を図る（イベント等での配布など）。また、必要に応じて追加して調査や資料作成等を行う。

（３）その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、認証委員会において検討の上、実施することとします。

（４）報告書等

（１）から（３）までの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真やPR 資材データ等と併せて、電子媒体で提出することとします。

なお、電子媒体として提出が難しい資料（制作した冊子等）については電子媒体によらない提出も可とします。

（５）留意事項

本事業の実施に当たっては、農林水産省と協議・調整の上、事業を実施することとします。また、認証委員会の取組は前年度までの取組を引き継ぐものとします。

７ ジビエ流通衛生管理高度化事業

（１）事業実施体制の構築

加工、流通、販売段階での衛生管理の高度化の取組を促進するため、野生鳥獣肉の衛生管理及び流通等に関する専門的知識を有する者等で構成された検討委員会を設置し、（２）から（４）までの事業内容について検討委員会にて実施方針を検討の上、実施します。

また、検討委員会においては、事業目標を設定し、実施に当たっての進捗管理（実施状況の把握や成果の評価等）を行うこととなります。なお、検討委員については、農林水産省と協議の上、決定いたします。

（２）指導者の育成

加工、流通、販売事業者に対して衛生管理を指導する指導者を育成するため、次に掲げる事項について実施します。

ア カリキュラム、教材を作成するための調査、検討及び教材の作成

指導者の育成のための教材・カリキュラムの作成にあたり、必要な情報に

について調査等を行い、調査結果等を踏まえて内容を精査し、教材及びカリキュラムの作成を行います。

イ 指導者育成の研修会の実施

アで作成した教材及びカリキュラムを活用し、試行的に指導者育成のための研修会を実施し、課題を整理するなど指導者の育成を図ります。

ウ その他取組に必要な事項

指導者の育成に必要な上記以外の取組について、検討委員会にて検討の上、実施することができるものとします。

(3) 個別指導のための指導者の派遣

加工、流通、販売事業者に対し、衛生管理に関する個別の指導を行う専門の指導者を派遣するため、次に掲げる事項について実施します。

ア 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成

個別指導に向けた指導教材の作成にあたり、加工、流通、販売それぞれの段階でジビエの特性を踏まえた衛生管理を行うために必要な内容について調査等を行い、調査結果等を踏まえて内容を精査し、指導教材の作成を行います。

イ 個別指導方法や指導者派遣方法の検討及び派遣

加工、流通、販売のそれぞれの段階において、具体的な個別指導の方法や指導者の派遣方法及び派遣先の募集・選定等について、地域・業種を幅広く検討を行った上で、個別指導を行うために指導者を派遣します。

ウ その他取組に必要な事項

個別指導のための指導者の派遣に必要な上記以外の取組について、検討委員会にて検討の上、実施することができます。

(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、検討委員会において検討の上、実施することができるものとします。

(5) 報告書等

(1) から (4) までの取組成果を取りまとめた報告書を、記録写真やPR資材データ等と併せて、電子媒体で提出することとします。

なお、電子媒体として提出が難しい資料（制作した冊子等）については電子媒体によらない提出も可とします。

(6) 留意事項

本事業の実施に当たっては、農林水産省と協議・調整の上、事業を実施するとともに、前年度までの取組を引き継ぐものとします。

8 広域捕獲選抜部隊体制整備事業

都道府県による広域捕獲活動を効果的かつ円滑に実施するため、管内の関係者の合意のもと捕獲従事者を選抜して広域捕獲選抜部隊（以下 8 において「選抜部隊」という。）を編成、高度な研修を行い、本部隊による広域捕獲をモデル的に実施します。

(1) 検討体制の構築

ICTを活用した生息状況調査の知識を有する者、地域合意形成や計画策定のコンサルティングを行うことができる者、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討します。

ア 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

イ 選抜部隊を編制する都道府県並びに当該選抜部隊の編成のための捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村の区域

ウ (2)の選抜部隊の編制についての実施方針

エ (3)の高度な研修の実施方針

オ (4)の広域捕獲の実施方針

カ その他必要な事項

なお、選抜部隊を編成する都道府県について、2以上の都道府県を選定するものとし、捕獲従事者の選抜を行う市町村及び当該選抜部隊による広域捕獲を行う市町村については、それぞれ各対象都道府県ごとに2以上の市町村を選定します。

(2) 選抜部隊の編制

事業実施主体は、選抜部隊を編成する都道府県ごとに、(1)の委員の助言を受け、都道府県、市町村及び当該都道府県の捕獲従事者の団体等との間で選抜部隊編成に係る合意を形成したうえで選抜方法を策定し、選抜部隊の隊員を選抜します。

(3) 高度な研修の実施

(2)の団体等は、(2)の隊員に対し、広域捕獲に必要な知識や手法を身に着けることができるよう、以下のア～エについての高度な研修を行います。

ア 県や市町村等との合意形成手法

イ ICTを活用した生息調査手法

ウ ICTを活用した生息調査結果に基づく効果的な捕獲手法

エ その他必要な事項

(4) 広域捕獲の実施

選抜部隊は、(1)のイで選定した市町村において、ICTを活用した生息状況調査を実施したうえで広域捕獲を行います。なお、広域捕獲選抜部隊体制整備事業における捕獲活動に係る経費については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲（有害捕獲）、要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲（個体数調整）、要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び要領本文第2の5のシカ特別対策等事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとします。

(5) マニュアル作成

(1)～(4)までの結果を基に、各都道府県が選抜部隊を編成し広域捕獲を実施するためのポイントを取りまとめたマニュアルを作成し、電子媒体で提出することとします。

(6) 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、農林水産省と協議・調整の上、事業を実施することとします。また、行政機関等との調整にあたっては、必要に応じて農林水産省と連携して実施することとします。なお、(2)選抜部隊の編制において、隊員は有害捕獲に従事経験のある者又は今後有害捕獲に従事する意思のある者であることを要件とします。(4)の広域捕獲の実施においては、同一の捕獲活動を行う者に重複した捕獲経費を支払うことはできないものとします。また、広域捕獲を行う者の損害、傷害等に係る保険の加入を要件とします。

第3 応募者の資格

本事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人又は協議会（地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は国立研究開発法人で構成される組織又は団体であって、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。）とします。

第4 交付金の交付限度額・補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

- 1 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業
交付対象となる交付金の額は、27,500 千円以内とします。
- 2 鳥獣被害対策担い手マッチング事業
交付対象となる交付金の額は、26,750 千円以内とします。
- 3 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業
交付対象となる交付金の額は、15,350 千円以内とします。
- 4 利活用技術者育成研修事業
交付対象となる交付金の額は、20,000 千円以内とします。
- 5 鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進）
交付対象となる交付金の額は、30,000 千円以内とします。

- 6 鳥獣利活用推進支援事業（衛生管理認証推進）
交付対象となる交付金の額は、10,000 千円以内とします。
- 7 ジビエ流通衛生管理高度化事業
交付対象となる交付金の額は、10,000 千円以内とします。
- 8 広域捕獲選抜部隊体制整備事業
交付対象となる交付金の額は、90,000 千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の1から8までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算することとします。

ただし、事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とします。

1 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画を提出する際に2者以上の見積書（当該設備を販売する者が1者しか存在しない場合を除く。）、カタログを提出していただきます。

2 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

3 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費です。

4 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできません。

5 賃金

「賃金」とは、雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定する必要があり、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとします。

6 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費です。

第2の8の広域捕獲選抜部隊体制整備事業における捕獲活動に係る経費は、役務費の対象とします。

ただし、捕獲頭数に応じた捕獲活動経費の単価を設定する場合は、要領本文別記3第2の2の（1）に定める上限単価を超えないものとします。

なお、捕獲活動に係る経費の確認は、要領本文別記3第1の2の（2）に準じて行うものとし、この経費の確認者については、事業実施主体が認めた者とします。

7 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施することができます。この場合、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画を提出する際に2者以上の見積書を提出していただきます。

ただし、委託費は、交付金の額の50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

8 その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料、労働者派遣事業者から補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

第7 事業実施主体及び事業計画の審査

第12により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

(1) 書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（以下「鳥獣対策・農村環境課」という。）において、要件を満たすことを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

(2) 書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

(3) ヒアリング審査

審査委員会において書類審査を行い、必要に応じて申請者（代理も可能とします）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」という。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

(1) 実施内容

（各事業共通）

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容がすべて記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内

容の計画となっていないか。

- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(第2の1から5の事業)

- ・ 研修会・セミナーや全国検討会の周知方法、集客方法は妥当なものであるか。

(2) 実施計画

(各事業共通)

- ・ 事業の実実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 事業の実実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(第2の1から2及び5の事業)

- ・ 研修等の実施体制が具体的に示されているか。

(3) 応募者

(各事業共通)

- ・ 応募者は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、事業を実施する能力・体制を有しているか。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 交付金の交付に必要な手続等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第7の審査委員会において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した結果、適当であると認められたものについては、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、交付申請書の内容については、交付申請の審査の過程で修正していただくことがあります。

第9 事業の開始時期等と交付金の支払い

事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から1か月を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報

告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第 10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありません。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第 11 事業実施主体の責務等

第 8 の 2 により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

- 2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

- 3 調査

事業実施期間中、鳥獣対策・農村環境課は、事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

- 4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

- 5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

(1) この事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

(2) この事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 成果物の帰属等

この事業により得られた成果物の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベースに係る著作権等）は、発明者個人に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとします。また、本事業で生じた成果物を農林水産省が使用する場合、知的財産権者の許可を要しないものとし、農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を農林水産省に許諾することとします。

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間に於いて、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

この事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、

必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあったこの事業の成果を公表できるものとします。

また、事業の成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 機密保持

事業実施主体は業務に関して知り得た個人情報等の秘密を事業実施年度以降も含め、関係者以外に漏らしてはならないものとします。

10 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象となります。

（ア）事業実施主体自身

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料

を提出するものとします。

(2) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第 12 応募方法等

1 応募申請書類

応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、以下の応募期間内に応募してください。

なお、第 7 の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類以外の資料は審査委員会で使用できません。

原則、提出はメールにより行ってください。また、応募者自身の事情により応募書類の提出期間に間に合わなかった場合は応募を受け付けません。

2 提出方法

提出期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和 6 年 3 月 22 日（金曜日）～令和 6 年 4 月 10 日（水曜日）正午（必着）

(2) 提出先

ア メールで提出の場合

メールの件名を「公募申請書類提出(応募者名(略称でも可))」とし、本文に電話番号と担当者名を記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1 メールあたり 7 MB 以下とし、複数のメールとなる場合は、件名の一番初めに「その○/△（○は連番、△は送付するメールの総数）」を追記してください。

なお、受信トラブル防止のため、メール送信後なるべく速やかに電話で受信確認をしてください。

確認先電話番号：03-6744-7176

提出先 Mail: gibier-soudan@maff.go.jp

※メール送信の際は*を@に置き換えてください。

イ 紙媒体で提出の場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

(3) 問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（正午から午後 1 時までを除く）とします。

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

Mail: gibier-soudan@maff.go.jp

※メール送信の際は*を@に置き換えてください。

TEL：03-3502-8111

FAX：03-3502-7587

・地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業
（内線：5501）

- ・鳥獣被害対策担い手マッチング事業（内線：5501）
- ・鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業（内線：5501）
- ・利活用技術者育成研修事業（内線：5491）
- ・鳥獣利活用推進支援事業（内線：5491）
- ・ジビエ流通衛生管理高度化事業（内線：5491）
- ・広域捕獲選抜部隊体制整備事業（内線：5501）

（４）応募申請書類について

ア 電子申請で提出の場合

必要部数は１部です。提出いただくファイルはPDF形式です。

イ 紙媒体で提出の場合

必要部数は１部です。応募書類は１つの封筒に入れ、“鳥獣被害対策基盤支援事業公募申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

第13 審査スケジュール

審査委員会：令和６年４月下旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和６年５月中旬予定

応募申請書類チェックシート

応募事業名	鳥獣被害対策基盤支援事業 (〇〇事業)
--------------	------------------------

注：(〇〇事業)については、地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業(利活用推進、衛生管理認証推進)、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかを記載する。

応募者 チェック欄	様 式	申 請 書 類	事務局 チェック欄 (※1)
☐		応募申請書類チェックシート(本紙) (郵送時のみ)	☐
☐	様式1	公募申請書	☐
☐	様式2	応募団体概要	☐
☐	様式3	事業実施計画(案) ※文書での記載を基本とし、画像等の挿入は 最小限とすること	☐
☐	様式4	事業実施経費	☐
☐		謝金、賃金の設定根拠となる資料、応募団体の定める賃金支給規則	☐
☐		応募団体の概要、定款(又は規約)、業務方法書など	☐
☐		直近の総会資料(財務諸表を添付すること) ※事業実施主体の分のみで可。	☐
☐		申請書類受付通知はがき (郵送時のみ)	☐

注1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。

3：事務局チェック欄(※1)には記入しないでください。

受付確認用返信はがきの作成について

郵送時は応募の受付を通知いたしますので、以下の記入例に基づき作成したはがき（官製はがきでも結構です。）を1枚同封してください。なお、はがきの記載に当たっては、手書きでもプリンタを使用してもどちらでも結構です。

63円 切手 貼付	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	
又は官製 はがき	代 表 者 氏 名	住 所	

受付通知書	
応募事業名	
受付番号	（ここは農林水産省 で記入します。）

(様式1)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和6年度鳥獣被害対策基盤支援事業に係る公募申請について

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）公募要領（令和6年3月）第12に基づき関係書類を添えて事業実施計画（案）を提出します。

(様式2)

応募団体概要

応募者の名称	
設立年月日	
代表者役職・氏名	
組織の概要	
これまでの鳥獣害 対策に関連する取 組状況	

申請経費					(単位:円)
交付金申請額		自己資金		合計	

会計担当者	フリガナ 氏所属 所所属 職便番 郵便番 住所 TEL FAX メールアドレス	
事務担当者	フリガナ 氏所属 所所属 職便番 郵便番 住所 TEL FAX メールアドレス	

(様式3)

○鳥獣被害対策基盤支援事業
(事業計画書)

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備 考
			国庫交付金	事業実施主体	
	【例1】 ①研修カリキュラム及び教材等の作成 ②研修会（セミナー）の開催 ③事業実施体制の整備 ④その他 【例2】 ①被害防止技術等に関する全国検討会の開催等 ②鳥獣被害対策データ活用促進検討会の開催等 ③委員会の開催 ④その他 【例3】 ①研修カリキュラムの作成 ②研修会の開催 ③委員会の開催 ④その他事業の目的を達成するために必要な取組 【例4】 ①全国的な検討体制の構築 ②需要拡大及び利活用推進に必要な取組 ③需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発 ④その他事業の目的を達成するために必要な取組	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進、衛生管理認証推進）、ジビエ流通衛生管理高度化事業、広域捕獲選抜部隊体制整備事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的・成果目標

ア 事業の目的

--

注：応募事業について応募者がこれまで実施したことがある場合には、過去に取り組んだ事業成果や課題を記載するとともに、これを踏まえて事業の目的を記載する。

イ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

注：十分な成果が得られるよう、具体的な成果目標及び適切な経費配分等の考え方等について記載する。

3-1 事業の内容（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業）

（1）事業実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

注：委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

注：複数回開催する場合は、開催年月日、会議名等を書き分けること。

（2）研修カリキュラムの作成・セミナー、講義及び現場実務講習の開催

（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業の場合に記載する。）

ア 研修カリキュラム・セミナー、教育プログラム（カリキュラム）の概要

--

注：研修の講師を含む研修カリキュラム（案）、セミナー内容（案）、教育プログラム（カリキュラム）（案）を添付すること。

イ 研修会・セミナー、講義及び現場実務講習の開催計画

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

備考欄に周知方法を記載する。

ウ 報告書の作成・配布

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法（頒布方法）

注１：地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業の場合に記載する。

注２：報告書の記載項目や作成・配布の考え方について具体的に記載する。製本等を行う場合は、その旨も具体的に記載する。

（３）鳥獣被害対策技術等に関する全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催等

（鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業の場合に記載する。）

ア 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

開催時期・開催場所	テーマ（案）	参加規模等

注：全国検討会の開催及び技術等の展示やポスターセッションの周知方法について具体的に記載する。

イ データ活用促進検討会の開催計画

開催予定時期	検討内容（案）	備考

注：検討会開催について具体的に記載すること。

３－２ 事業の内容（利活用技術者育成研修事業）

（１）処理施設の処理技術向上研修の実施

ア 研修カリキュラムの概要

--

イ 研修の開催計画

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

ウ 研修対象者への周知方法

--

エ その他の取組

--

（２）ジビエハンター研修

ア 委員会の事務局運営

--

イ 委員会の開催計画

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 研修カリキュラム等の見直し等

--

エ 研修会の開催計画

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

オ 研修対象者への周知方法

--

カ その他の取組

--

(3) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①												
②												
③												

注：取組内容は（１）及び（２）の取組内容と整合をとる。

3-3 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進））

（1）鳥獣利用拡大コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

（2）鳥獣利用拡大コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

（3）事業実施計画

利用拡大に必要な取組の検討と実践

取組内容	事業実施計画(対応方策の具体的内容・手段)	担当する構成団体等
ジビエの利用に関する普及啓発		
① ……		
② ……		
③ ……		
ジビエの基礎的知識に関する教育等の取組		
① ……		
② ……		
③ ……		
イベント等でのジビエに関する情報発信		
① ……		
② ……		
③ ……		
その他事業の目的を達成するために必要な取組		
① ……		
② ……		
③ ……		

注1：公募要領第2に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

注2：研修会やセミナー等を開催する際は、周知方法や集客方法及び実施体制について記載する。

(4) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：公募要領第2の5(1)～(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

(5) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ……												
② ……												
③ ……												

注：取組内容は(3)事業実施計画及び(4)その他必要な取組の取組内容と整合をとる。

3-4 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業（衛生管理認証推進））

(1) 実施体制の整備

ア 実施体制及び役割分担

区 分	担当者	役割分担内容	備考
①国産ジビエ認証委員会の事務局運営			
②国産ジビエ認証制度の普及・啓発等			
③その他の取組			

注：事業実施の体制図を添付すること。

イ 国産ジビエ認証委員会の開催計画

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 事業実施計画

ア 国産ジビエ認証委員会の事務局運営

--

イ 国産ジビエ認証説明会・講習会

--

ウ 普及に向けた調査・資料作成等

--

(3) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容

注：公募要領第2の6(1)～(2)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ……												
② ……												
③ ……												

注：取組内容は(2)事業実施計画及びその他必要な取組の取組内容と整合をとる。

3-5 事業の内容（ジビエ流通衛生管理高度化事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

注：事業実施の体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 事業実施計画

ア カリキュラム・教材を作成するための調査、検討及び教材の作成

--

イ 指導者育成の研修会（試行）の開催計画

--

ウ 指導教材を作成するための調査、検討及び指導教材の作成

--

エ 個別指導方法や指導者派遣方法の検討

--

(3) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容

注：公募要領第2の7(1)～(3)のほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ……												
② ……												
③ ……												

注：取組内容は(2) 事業実施計画及び(3) その他必要な取組の取組内容と整合をとる。

3-6 事業の内容（広域捕獲選抜部隊体制整備事業）

(1) 実施体制の整備

ア 検討委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 検討委員会の開催計画

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 事業実施計画

ア 選抜部隊の編制

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 公募要領第2の8に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

イ 高度な研修の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 公募要領第2の8に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

ウ 広域捕獲の実施

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 公募要領第2の8に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

エ マニュアル作成

取組内容	事業実施計画	担当する構成団体等

(注) 公募要領第2の8に定める事業内容を踏まえ、各実施予定都道府県における取組内容ごとに実施計画を具体的に記載する。

(3) 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月

注：取組内容は、(2) 事業実施計画と整合をとる。

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1） 収入の部

区 分	本年度予算額（ 又は本年度 精算額）	備 考
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
2 自 己 資 金		
合 計		

（2） 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	備 考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策 コーディネーター育成研修事業 ②鳥獣被害対策担い手マッチング事業 ③鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業 ④利活用技術者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業（利活用推進） ⑥鳥獣利活用推進支援事業（衛生管理認証 推進） ⑦ジビエ流通衛生管理高度化事業 ⑧広域捕獲選抜部隊体制整備事業	円	
合 計		

注：区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(様式4)

事業実施経費

(単位：円)

費 目	合 計
設 備 備 品 費	
(内 訳)	
消 耗 品 費	
(内 訳)	
旅 費	
(内 訳)	
謝 金	
(内 訳)	
賃 金	
(内 訳)	
役 務 費	
(内 訳)	
委 託 費	
(内 訳)	
そ の 他	
(内 訳)	
合 計	

注1：「合計」欄には、各費目の合計額を記入してください。また、様式2の「申請経費」欄及び様式3の「総括表」欄の金額との整合がとれているかを必ず確認してください。

2：謝金と賃金については、その単価の設定根拠となる資料を添付してください。

3：自己資金等国の交付金以外の経費がある場合には、金額を（ ）書きで表示してください。